

# きずな通信

2019.4月 No.171

橋口社会保険労務士事務所・労働保険事務組合 きずな  
([takekazu.hashiguchi@iaa.itkeeper.ne.jp](mailto:takekazu.hashiguchi@iaa.itkeeper.ne.jp))

## 労働保険事務組合きずなの皆様へ



- 労働保険料年度更新の時期になります。  
労働保険料（労災保険・雇用保険）の年度更新の時期になりました。  
年度更新では、1年間の賃金総額に基づいて納付する保険料を算定いたします。  
～事業所様にご準備していただく書類～  
平成30年4月～平成31年3月までの従業員全員（学生アルバイト等も含む）の賃金台帳をご準備お願いいたします。  
資料が出来ましたら、FAX又はいただきにあげりますのでご連絡お願いいたします。  
※ 給与計算を委託されている事業所様は、当事務所ですべて対応いたします。  
※ 建設事業の事業所様は別の書類になりますので、別途御案内しております。  
返信よろしくお願いいたします。

### \* 高年齢雇用保険免除対象者について

- ・平成31年4月1日の時点で64歳以上の方は雇用保険の保険料は免除（労使ともに免除）

## 社会保険加入の事業所の皆様へ



- 手続きにマイナンバーが必要です。  
昨年度より、雇用保険・社会保険の手続きに、マイナンバーが必須になりました。  
手続きの際はマイナンバーのご準備お願いいたします。（扶養の方も同様です。）
- 給与のご連絡お願いいたします。  
社会保険の加入の方は全員、給与額に応じて等級が決まっております。  
等級により、社会保険料・将来の年金等に影響がありますので、昇給または降給により給与額に変更が生じた場合・賞与が支給された場合は、必ずご連絡をください。

- ・当事務所のゴールデンウィーク休暇期間は下記の通りとさせていただきます。

4月27日（土曜日）～ 5月6日（月曜日）

皆様には大変ご不便をおかけ致しますが、お問合せ・お手続きにつきましては5月7日より、順次対応させていただきますので何とぞご了承お願いいたします。